

# 公共事業に係る政策評価の改善方策

～完了後の事後評価の効果的な活用とその推進に向けて～

(平成 29 年度最終取りまとめ)

平成 30 年 3 月

政策評価審議会

政策評価制度部会

## 目 次

1	活動経緯等	1
	(1) 経緯	
	(2) これまでの活動状況	
2	公共事業に係る政策評価の現状等	2
	(1) 公共事業に係る政策評価制度の概要	
	(2) 各省における公共事業に係る政策評価の実施状況	
	(3) 各省における完了後の事後評価の実施状況	
3	実態・課題等と改善方策	5
	(1) 事業効果等の的確な把握	
	(2) 事業効果等の発現状況に関する的確な要因分析	
	(3) 今後の事業や評価へのフィードバック	
	(4) 完了後の事後評価の推進	
4	総括及び今後の進め方	15
	(1) 総括	
	(2) 今後の進め方	

# 1 活動経緯等

## (1) 経緯

公共事業に係る政策評価については、各行政機関において、費用便益分析を中心に評価手法がおおむね確立されてきていることや、人口減少や高齢化等公共事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、評価の質の一層の向上に向けた検討を行うために、平成 28 年 4 月に政策評価審議会政策評価制度部会の下に公共事業評価ワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）を設置した。

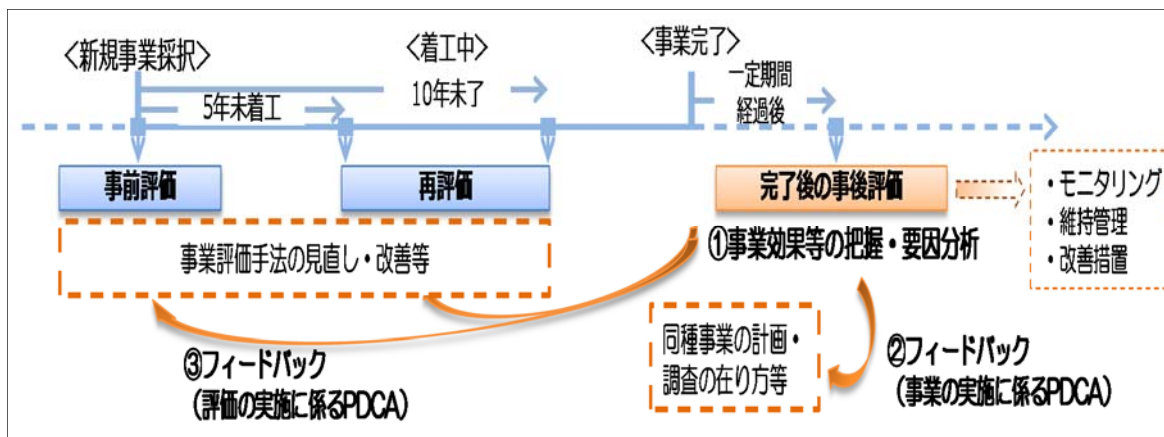
ワーキング・グループでは、各行政機関において実施されている公共事業に係る政策評価のうち、公共事業の完了後一定期間経過後に行われている完了後の事後評価（項目 2(1)を参照）について、

- ・ 法令上義務付けされたものではないものの、事前評価及び再評価と合わせて事業評価体系の一翼を担うもの
- ・ 当該評価を通じて同種事業の計画や調査の在り方、事前評価及び再評価を含む事業評価手法の見直し、改善等に活用するといった事業及び評価の実施の両面に係る P D C A サイクルをより機能させるものとして極めて重要な役割を果たすもの

との認識のもと、主要な検討課題とすることとした。

具体的には、完了後の事後評価について、総務省が行う点検等により把握した実態をもとに課題等を検討・整理し、有効と考えられる改善方策の検討を進めることとした。

公共事業に係る政策評価における完了後の事後評価の役割



## (2) これまでの活動状況

平成 28 年度の取組として、総務省が点検を実施した事業のうち水産関係公共事業（農林水産省所管）及び港湾整備事業（国土交通省所管）に係る完了後の事後評価を中心に、その効果的な活用を主要な検討事項として審議・検討を行い、「公共事業に係る政策評価の改善方策～完了後の事後評価の効果的な活用とその推進に向けて～（平成 28 年度中間取りまとめ）」（平成 29 年 3 月 6 日政策評価審議会政策評価制度部会。以下「中間取りまとめ」という。）を取りまとめ、有効と考えられる取組として、

- ・ 事業効果等の的確な把握・要因分析
- ・ 個別事業への一層の活用
- ・ 同種事業への一層の活用

を提示したところである。

平成 29 年度においては、28 年度における審議・検討の経緯を踏まえ、完了後の事後評価について、公共事業を取り巻く社会経済情勢の変化等への対応等一層その質を向上させ、有効に機能するものとしていくため、今後の各省の取組の参考となるような具体的な改善方を提示することを目的として、課題として考えられる事項について検討・整理を行うこととした。

具体的には、①事業効果等の的確な把握・事業効果等の発現状況に関する的確な要因分析、②評価結果の今後の事業や評価へのフィードバックという視点で、引き続き、水産関係公共事業及び港湾整備事業に係る実施例を中心として、評価の実態を基にして今後の取組に当たっての課題を抽出するとともに、それらについて有効と考えられる方策の検討・整理を行うこととした。

これに加えて、

- ・ 完了後の事後評価の仕組みを導入していない省の実情等を把握するとともに、完了後の事後評価の仕組みの導入を検討する場合に課題として考えられる事項の検討・整理
- ・ 地方公共団体で独自に実施されている完了後の事後評価について、その背景事情や仕組み、評価の実施状況等を把握するとともに、当該地方公共団体における課題や、国における完了後の事後評価の推進に当たり参考となると考えられる事項の整理を行うこととした。

## 2 公共事業に係る政策評価の現状等

### (1) 公共事業に係る政策評価制度の概要

公共事業を所管する各行政機関は、政策評価法第 9 条、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）等に基づき、10 億円以上の費用を要することが見込まれる個々の公共事業について、事前評価を行わなければならないとされている。

また、各行政機関は、政策評価法第 7 条及び第 8 条に基づき、政策決定後 5 年を経過した時点で未着手のもの、政策決定後 10 年を経過した時点で未了のもの等について、具体的な事後評価の方法を定め、これを行わなければならないとされている（再評価）。

### (2) 各省における公共事業に係る政策評価の実施状況

公共事業を所管する厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省では、政策評価法第 6 条に基づき策定した政策評価に関する基本計画の下で、おおむね事業区分ごとに、政策評価の実施対象、実施時期、実施方法等を定めた評価実施要領、費用対効果分析を行うための手法や原単位等を示したマニュアル（以下「評価マニュアル」という。）等を策

定し、これらに基づき公共事業に係る政策評価を実施している。公共事業に係る政策評価は、事業の投資効率性や波及的影響、社会経済情勢の変化等の多様な視点から総合的に行う必要があるが、厳しい財政制約の下、事業の投資効率性については、費用と便益の比較によって評価する費用便益分析が行われている。

また、農林水産省及び国土交通省においては、政策評価法令上義務付けられた事前評価及び再評価のほか、事業完了後の事業の効果、環境へ影響等を確認し、必要に応じて個別事業に関する適切な改善措置を検討するとともに、当該評価を通じて明らかになった課題等を同種事業の計画・調査の在り方や評価手法の見直し、改善等に反映することを目的として、所管する全ての公共事業区分に適用する完了後の事後評価の枠組みを設けて自主的に取組を実施しており、両省合わせた平成 28 年度の完了後の事後評価実施件数は 159 件となっている（公共事業に係る政策評価実施件数 1,127 件の約 14.1%。）。

表 平成 28 年度の公共事業に係る政策評価の実施件数

公共事業所管省	事前評価	再評価	完了後の事後評価	計
厚生労働省	4	16	0	20
農林水産省	158	77	92	327
経済産業省	0	7	0	7
国土交通省	235	471	67	773
環境省	0	0	0	0
計	397	571	159	1,127

(注) 1 「平成 28 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（平成 29 年 6 月）に基づき作成。

2 農林水産省及び国土交通省における完了後の事後評価の実施状況等については下記(3)を、また、厚生労働省、経済産業省及び環境省における完了後の事後評価の実施状況等については項目 3(4)を参照。

### (3) 各省における完了後の事後評価の実施状況

上記(2)のとおり、農林水産省及び国土交通省においては、所管する全ての公共事業区分に適用する完了後の事後評価の枠組みを設けて自主的に取組を実施している。

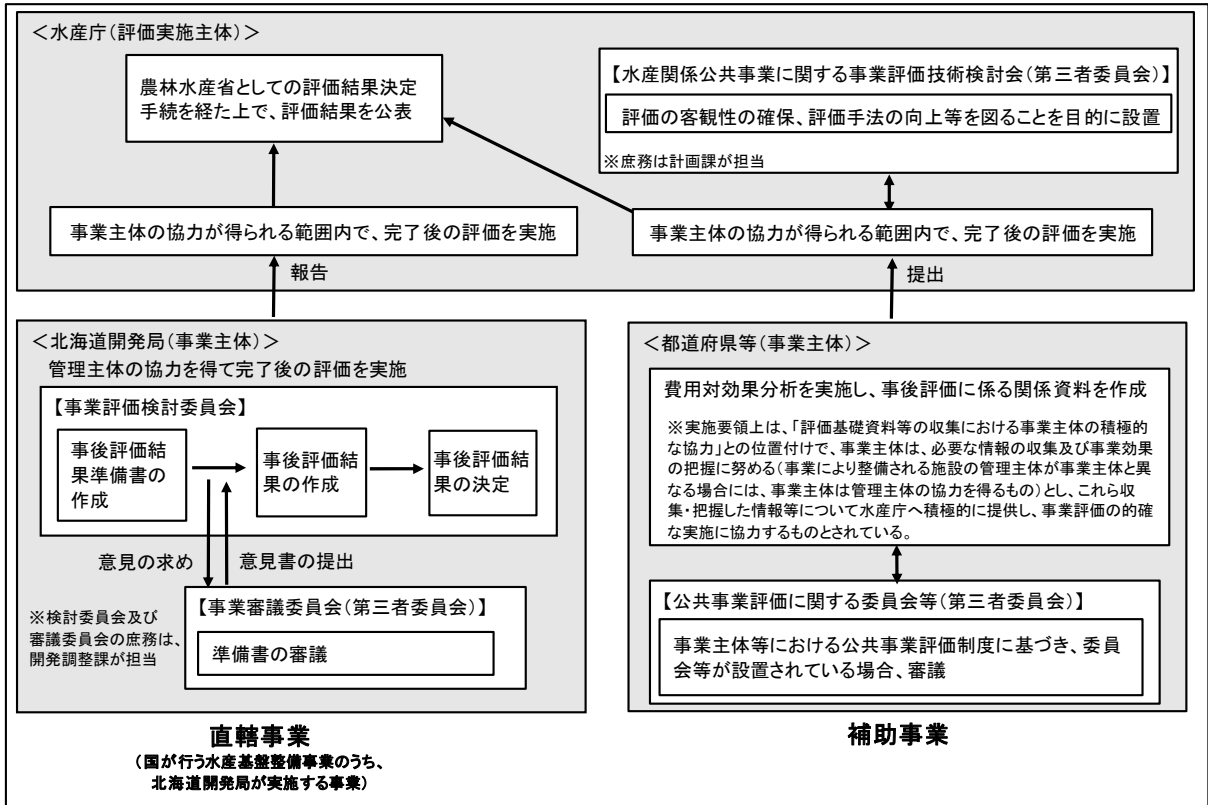
農林水産省では、「農林水産省政策評価基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日農林水産大臣決定。平成 29 年 6 月 6 日一部変更）において、完了後の事後評価について、「対象事業等について必要な措置を講ずるとともに、事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を行う観点から、政策効果の発現状況、事業実施による環境の変化、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の基礎となった要因の変化等について点検する」と位置付け、原則、所管する全ての公共事業区分について実施することとしている。

評価の実施に当たっては、公共事業の主管部署ごとに、基本計画に基づき事業評価の実施方法等を定めた要領等を策定しており、それらの要領等においては、完了後の事後評価の実施主体はそれぞれの主管部署が属する部局庁とされている。

また、省として完了後の事後評価の結果や把握した課題等を基に同種事業の計画・調査や事前評価・再評価を含む事業評価方法の見直し・改善へのフィードバックについては、具体

的な仕組みまでは整っていないものの、所管する公共事業の事業区分の中には、独自に、公表資料等において完了後の事後評価結果に基づき好事例を他地区に紹介するなどの活用に関する記述をしているものもみられる。

農林水産省における完了後の事後評価の仕組み（水産関係公共事業の例）



(注) 水産庁が策定している「水産関係公共事業の事業評価実施要領」等に基づき作成。

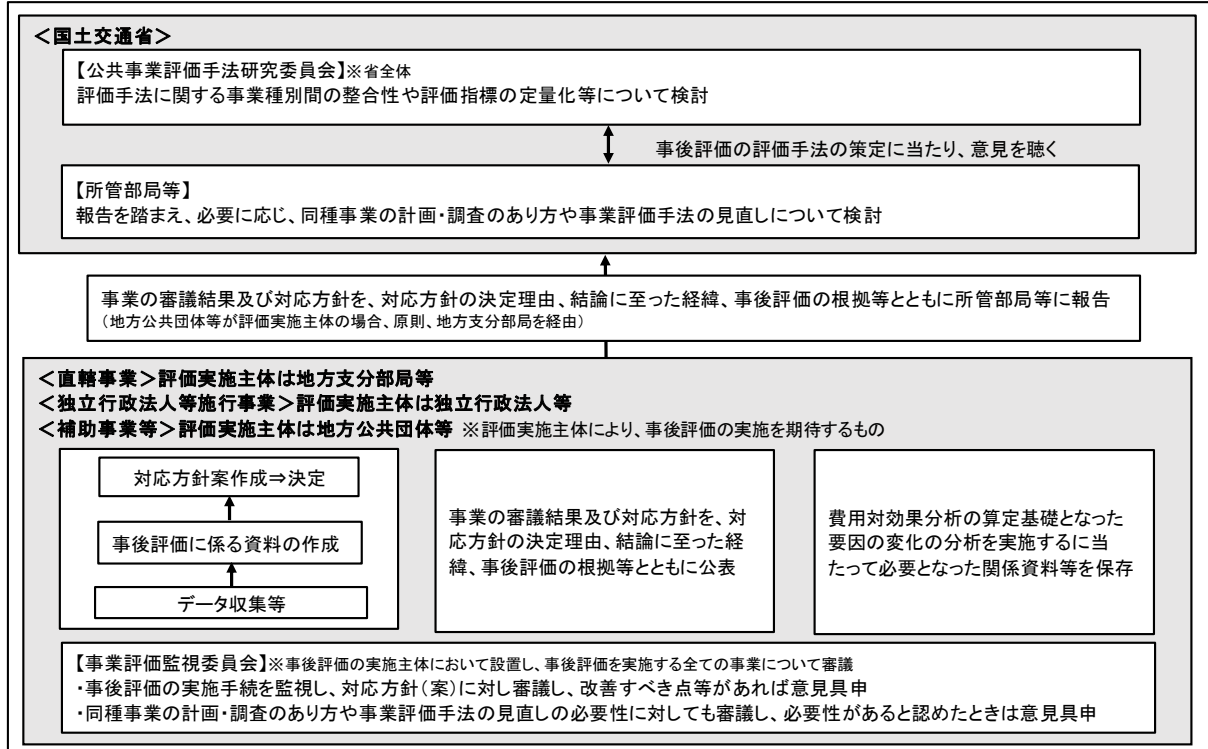
国土交通省では、「国土交通省政策評価基本計画」(平成26年3月国土交通省)において、完了後の事後評価について、「公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、完了後の事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図する」と位置付け、原則、所管する全ての事業について実施することとしている。

評価の実施に当たっては、所管する全ての公共事業に適用する「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」を策定しており、同要領においては、完了後の事後評価の実施主体は、直轄事業については地方支分部局等、独立行政法人等施行事業については独立行政法人等、補助事業等については地方公共団体等とされている。

今回確認した実施例においては、必ずしも、完了後の事後評価の結果や把握した課題等を基に同種事業の計画・調査や事前評価・再評価を含む事業評価方法の見直し・改善への具体的なフィードバックまでは行うことができていないが、他方で、地方支分部局単位で独自に、

公共事業評価の実施状況等を体系的に蓄積し閲覧できるようにするなど評価の活用を目指した取組を行っている状況もみられる。

### 国土交通省における完了後の事後評価の仕組み



(注) 国土交通省が策定している「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」等に基づき作成。

## 3 実態・課題等と改善方策

### (1) 事業効果等の的確な把握

各行政機関が実施する公共事業に係る政策評価では、事業の投資効率性について、費用と便益の比較によって評価する費用便益分析が行われているが、完了後の事後評価は、事業により実際に発現している効果を事後的に把握することができるものであることから、費用便益分析に当たっては、それらの実際の効果を的確に把握する必要がある。

以上の考え方のもと、完了後の事後評価の実施例から把握した実態・課題等及びそれらを踏まえた改善方策は以下のとおりである。

**【事業効果等の把握に当たり、事業を取り巻く実態の反映方法や、関連産業への波及効果の取扱い等について検討の余地があると考えられる事例を活用した改善方策】**

#### 〔実態・課題等〕

今回検討を行った完了後の事後評価の中には、便益として計上している施設整備による輸送コストの削減効果の算定の基となる特定の貨物の年間取扱量(需要推計値)について、評価時点での最新の統計調査の実績データを用いるのではなく、平成19年の実績データ

を用いることにより約 11 万トンと算出（平成 19 年の「輸入量」と「輸入量及び移入量の合計」との比を用いて評価時点の輸入量を推計）しているが、事業の実情としては、平成 20 年以降輸入量が大幅に減少しており、実際に、算出された年間取扱量（需要推計値）は、評価後に公表された統計調査の実績データ（平成 25 年度で約 1 万トン）と大きく乖離している状況となっているのがみられた。

また、施設整備による便益の要素の一つに、直接施設を利用する生産者以外の関連事業者等が得る効果を含めているが、このような効果については費用対効果分析の算定には含めないこととしている事業区分も多く、その取扱いについて今後検討の余地があるのがみられた。

公共事業評価における費用便益分析は、厳しい財政制約の下で実施する公共事業の投資効率性を明らかにするために実施するものであることから、便益については、事業実施により実際に発現している効果を示すデータをもとに適切に算定する必要があり、計上する内容や算定方法等について疑義や誤解を生じさせることのないようにしていくことが今後の課題である。

#### 〔改善方策〕

評価の一層の客観性を確保するとともに、事業効果等として把握・計上する事項の適切性・妥当性について国民に対して明確に説明できるようにする観点から、以上のような事例を活用し、便益の算定に当たっては、①事業実施の過程で実際に生じている状況変化等の推移や発現している効果を客観的に示すデータを基礎とした上で、実態に即した要素を加味するなど合理的な方法とすること、また、②施設の直接の利用者以外の関連事業者等への波及効果について考慮する場合は、他の効果等との関係や事業の特性を踏まえ、どのような内容を計上することが妥当か検討・整理することとし、それらについて評価マニュアルの充実等の取組を推進することが有効であると考えられる。

#### 【事業効果等の把握に当たり、事業に係る地域の実情や事業の実態等と必ずしも合っていないと考えられるデータが用いられている事例を活用した改善方策】

#### 〔実態・課題等〕

今回検討を行った完了後の事後評価の中には、施設整備による生産コストの削減効果の要因として、施設整備前の台風来襲時の安全点検回数について、事業主体がヒアリング調査により把握して「1 日当たり点検回数 1 回」と計上しているが、その数値が、同事業の再評価（平成 18 年度に実施）の際に計上していた数値と異なっているのがみられた。

また、施設整備による生産コストの削減効果の要因として、年間の荒天時等の避難回数について、事業主体がヒアリング調査により把握して「0 回」と計上しているが、一方、事業主体が実施することとされている統計調査では避難実績が示されており、当該データとの間で齟齬が生じているものもみられた。



公共事業評価における費用便益分析は、厳しい財政制約の下で実施する公共事業の投資効率性を明らかにするために実施するものであることから、便益については、事業実施により実際に発現している効果を示すデータをもとに適切に算定する必要があり、算定のために用いるデータの客観性・妥当性について疑義や誤解を生じさせることのないようにしていくことが今後の課題である。

#### 〔改善方策〕

評価の一層の客観性を確保するとともに、評価に用いるデータの適切性・妥当性について国民に対して明確に説明できるようにする観点から、以上のような事例を活用し、①過去の事前評価や再評価で使用したデータと異なるデータを使用する場合や、②事業に関わる既存の統計調査等データが存在するが評価のために改めて別のデータを把握し用いる場合は、用いるデータの内容、当該データを用いる事情・理由、評価の妥当性等を評価結果において具体的に明らかにすることができるよう、評価マニュアルの充実等の取組を推進することが有効であると考えられる。

## (2) 事業効果等の発現状況に関する的確な要因分析

公共事業は一定程度長期間を要するため、事業効果等の発現は、人口減少や高齢化等の社会経済情勢の変化、大規模な自然災害の発生や企業の倒産など、公共事業実施期間及びその後発生する様々な想定外の外部要因に左右される場合も多いが、完了後の事後評価は、それら様々な要因の変化を実際に生じた事象として事後的に把握することができるものである。したがって、事業効果等の発現状況に関する要因分析は、それらの事実やデータを的確に反映させて実施するとともに、評価結果において明らかにすることが重要である。

以上の考え方のもと、完了後の事後評価の実施例から把握した実態・課題等及びそれらを踏まえた改善方策は以下のとおりである。

### 【事業効果等に関する要因分析を的確に実施することができる環境が十分ではないと考えられる事例を活用した改善方策】

#### 〔実態・課題等〕

今回検討を行った完了後の事後評価の中には、①事業主体がそれぞれ定める文書管理規程等に沿った事務処理を行った結果、完了後の事後評価時において、過去に実施した事前評価や再評価時の関係資料が既に廃棄されており、過去の評価の実施状況が資料やデータ等をもって確認できない状態となっているもの、②国において定めている評価に係る資料の保存満了期間の到来前であるにもかかわらず、事業主体において、過去の評価に係る資料が保存されていないものなどがみられた。

公共事業の実施による効果等については、その事業期間中及び事業完了後に生じたどのような要因によりどのような影響を受けているかということについて分析を行う必要があることから、評価に当たっては、過去の評価内容やそれぞれの評価時点での事業の状況

等を関係資料から確認・検証することができる環境を的確に整備することが今後の課題である。

#### 〔改善方策〕

事業効果等の発現状況に関する的確な要因分析を実施する観点から、以上のような事例を活用し、評価の実施に当たり、過去の評価時点での事業の状況等や評価内容をもとに、事業期間を通じた確実な確認・検証ができるよう、過去の評価に係る資料の体系的な保存の仕組みを再構築する取組を推進することが有効であると考えられる。

#### 【前回評価から評価結果が大きく変化しているが、その要因と評価結果との関係が必ずしも明らかになっていないと考えられる事例を活用した改善方策】

#### 〔実態・課題等〕

今回検討を行った完了後の事後評価の中には、前回評価（事前評価又は直近の再評価）よりもB/Cが大きく低下しているものがあるが、それらの完了後の事後評価の評価書をみると、「社会経済情勢の変化」として記載された内容（要因）が評価にどのように用いられたのか、また、費用対効果分析結果にどのように影響を与えたのかなど、評価結果との関係性が明らかとなっていないものがみられた。中には、①「社会経済情勢の変化」を記載する欄に高齢化や人口減少等の要因を挙げる一方、「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」を記載する欄には、その内容ではなく事業計画の変更と記述されているものや、②「今後の課題」を記載する欄に「後継者の育成」や「魅力ある啓発」など、個別の事業の総括から導き出される具体的な内容ではない一般的な記載がなされているものもみられた。

公共事業の実施による効果等については、その事業期間中及び事業完了後に生じたどのような要因によりどのような影響を受けているかということについて分析を行う必要があることから、社会経済情勢の変化等の要因と評価結果との因果関係について客観的に明らかになるようにしていくことが今後の課題である。

#### 〔改善方策〕

事業効果等の発現状況に関する的確な要因分析を実施するとともに、評価内容等について国民に対して明確に説明できるようにする観点から、以上のような事例を活用し、前回評価と比較して費用便益分析結果が大きく変動している場合等については、①社会経済情勢の変化等の内容がどのようなものか、②当該変化等が観測可能なデータにどのような影響を及ぼしているか、③それらのデータがどのように評価に反映されているかなどについて評価結果において具体的に明らかにすることができるよう、評価マニュアルの充実等の取組を推進することが有効であると考えられる。

## 【社会経済情勢の変化等に照らし、便益の算定に必要な需要に関する将来予測の在り方について検討の余地があると考えられる事例を活用した改善方策】

### 〔実態・課題等〕

今回検討を行った完了後の事後評価の中には、当該事業により整備される施設と地元地方公共団体により整備される施設とが一体として利活用され事業効果が発揮されることが想定されていたが、その後の地元地方公共団体の事情等により、地元地方公共団体により整備されることとなっていた施設が未整備となっており、結果として当該事業により整備された施設が活用されていない状況となっているものがみられた。

同事業については、事業期間中の計画変更に合わせて費用対効果分析が行われ、その時点では事業開始当初に想定した便益を算出していたが、完了後の事後評価においては上記事情により前回と同様の便益が算定できないことから、実態を踏まえ、新たに「地域産業の活性化」に関する効果を便益として算出している状況となっている。

公共事業の実施による効果等については、その事業期間中及び事業完了後に生じたどのような要因によりどのような影響を受けているのかということについて分析を行う必要があることから、過去の評価時点で想定し得なかった状況変化等が生じた場合等における評価に当たっては、その要因分析の内容とともに、過去の評価内容等との関係についても客観的に明らかになるようにしていくことが今後の課題である。

### 〔改善方策〕

事業効果等の発現状況に関する的確な要因分析を実施するとともに、評価内容等について国民に対して明確に説明できるようにする観点から、以上のような事例を活用し、状況変化等により過去の評価から評価内容や評価結果が大きく変化することとなる場合等については、①過去の評価との内容の変化の状況やその理由等、②過去の評価では算定していなかった新たな便益を算定する場合はその妥当性等について、評価結果において具体的に明らかにする取組を推進することが有効であると考えられる。また、事前評価や再評価の際には、事業内容等を踏まえ、将来的に想定され得る変化等について可能な限り説明するようにしておく取組が有効であると考えられる。

## (3) 今後の事業や評価へのフィードバック

完了後の事後評価は政策評価法上実施が義務付けられているものではないものの、事業の過程で生じた社会経済情勢等の変化、事業の結果実際に発現している効果等を事後的に把握することができるとともに、それらの事実を通じて事業に係る課題等を明らかにすることもできるものである。したがって、完了後の事後評価結果は、評価対象とした個別事業の改善はもとより、今後実施することとなる同種事業の計画・調査の見直しや、事前評価及び再評価を含む公共事業評価手法の改善にフィードバックするなど、効果的に活用していくことが極めて重要であり、それにより、完了後の事後評価の実効性を確保することになり、ひいては公共事業評価全体の質の向上にもつながるものと考えられる。

以上の考え方のもと、完了後の事後評価の実施例から把握した実態・課題等及びそれらを踏まえた改善方策は以下のとおりである。

**【社会経済情勢の変化等により、当初想定していた施設利用が見込めなくなっていたり、事業費や事業期間が増大しているなどの事例を活用した改善方策】**

**〔実態・課題等〕**

今回検討を行った完了後の事後評価の中には、①事業により整備した施設について当初想定していた機能を既存の隣接する施設が担うこととなったため、当初想定と異なる機能を有する施設として利活用されることとなっているもの、②事業により整備する施設と合わせて地元地方公共団体により整備されることとなっていた施設が完了後の事後評価時点で未整備となっているもの、③事業により整備した施設への移転を予定していた複数の企業が倒産したことにより想定していた施設利用が見込めなくなっているもの、④事業実施中に地盤が想定以上に軟弱であることが判明し、事業期間及び事業費が増加したもののなど、事業期間中において様々な状況変化が生じているものがみられた。

公共事業は、事業期間の長さや周辺地域との経済活動における関連性などから、事業期間中やその後において、当初想定し得なかった外部要因による影響を受ける可能性も少なくないことから、それら様々な事象の蓄積により、事業開始当初から可能な限り様々な外部要因を想定することができるようにしていくことが今後の課題である。

**〔改善方策〕**

完了後の事後評価について、同種事業の計画・調査の在り方や評価手法等の見直しへの反映などのフィードバックの一層の充実を図る観点から、以上のような事例を活用し、完了後の事後評価時に事後的に捉えた事象を公共事業の実施に伴うリスクと考えられる事項として蓄積し、可能な限り新規採択時評価時点から活用することができるような取組を推進することが有効であると考えられる。

**【評価書等の記載内容の相互間の関連性が明らかとなっていないと考えられる事例を活用した改善方策】**

**〔実態・課題等〕**

今回検討を行った完了後の事後評価の中には、評価において作成・公表されている評価書等関係資料において、①「社会経済情勢等の変化」欄、「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」欄、及び「事業の多面的な効果」欄の各欄が相互に関連性のない記述となっているもの、②「社会経済情勢等の変化」欄に記述されている燃料費の高騰による運行コストの増加について、「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」欄にこれと関連する記述がないものなどがみられた。

完了後の事後評価は、事業完了後に把握することができる実際の効果等や当該評価を通

じて明らかになった課題等をもとに、同種事業の計画・調査の在り方や評価手法の見直し、改善等に反映することを目的として各省で実施されているものであることから、今後の事業及び評価の参考に資するため、評価結果において、どのような要素がどのように評価に反映されたかを一層明らかにしていくことが今後の課題である。

#### 〔改善方策〕

完了後の事後評価について、同種事業の計画・調査の在り方や評価手法等の見直しへの反映などのフィードバックの一層の充実を図る観点から、以上のような事例を活用し、社会経済情勢の変化と、効果算定要因やそれに基づく評価結果との関係、また、評価結果を踏まえた今後の評価の課題等の内容が一体的に関連性をもって示された情報（資料）を体系的に蓄積し、公共事業評価の実施主体においてそれぞれが実施する評価の内容の充実及び改善に活用することができるような取組を推進することが有効であると考えられる。

### 【事業主体における評価に関する問題意識が国に報告されていない事例を活用した改善方策】

#### 〔実態・課題等〕

今回検討を行った完了後の事後評価の中には、事業主体であり公共事業評価の実施主体である地方公共団体での評価の実施過程における有識者の委員会審議の中で、便益算定に大きく影響する燃料費に関し、世界経済情勢等の変化による価格変動が大きいことなどから今後の同種事業の計画・調査の在り方や評価手法の見直しの検討が指摘されているものの、同地方公共団体から国に提出された評価関係資料の「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性」欄には「特になし」と記載され、地方公共団体での評価に関する問題意識が国に報告されていないものがみられた。

なお、今回検討を行った完了後の事後評価について公表されている評価関係資料における「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性」欄には「特になし」と記載されているものが多い状況であった。

完了後の事後評価は、事業完了後に把握することができる実際の効果等や当該評価を通じて明らかになった課題等をもとに、同種事業の計画・調査の在り方や評価手法の見直し、改善等に反映することを目的として各省で実施されているものであることから、完了後の事後評価結果を公共事業評価手法等の不断の見直しに一層活用していくことができるようにすることが今後の課題である。

#### 〔改善方策〕

完了後の事後評価について、同種事業の計画・調査の在り方や評価手法等の見直しへの反映などのフィードバックの一層の充実を図る観点から、以上のような事例を活用し、地方公共団体等評価に関わる各主体の視点からの評価方法等に係る疑義や要望を含めた見直しの必要性等に係る情報を一層集約することができるようにするための取組を積極的に推進することが有効であると考えられる。

#### (4) 完了後の事後評価の推進

以上のとおり、完了後の事後評価は、事業の過程で生じた社会経済情勢等の変化や、事業の結果実際に発現している効果等を事後的に把握することができるとともに、それらの事実を通じて事業に係る課題等明らかにすることもできるものである。中間取りまとめにおいても、その意義・役割について、事前評価及び再評価と合わせて事業評価体系の一翼を担うものであり、当該評価を通じて同種事業の計画や調査の在り方、事前評価及び再評価を含む事業評価手法の見直し、改善等に活用するといった事業及び公共事業評価の実施の両面に係るPDCAサイクルをより機能させるものとして、極めて重要な役割を果たすものと位置付けているところであり、当該評価を行っていない事業を含め、より積極的な取組の推進が期待される。

取組の推進に当たっては、完了後の事後評価の仕組みを設けていない省の実情や課題等を踏まえるとともに、独自に完了後の事後評価の仕組みを設けて取組を実施している地方公共団体等の状況や課題等を参考としつつ、検討を進めていくことが肝要であると考えられる。

以上の考え方のもと、関係省、地方公共団体等において把握した完了後の事後評価を取り巻く現状等及びそれらを踏まえた改善方策は以下のとおりである。

#### 〔省としての完了後の事後評価の仕組みを設けていない各省における現状等〕

##### ① 厚生労働省における実情等

厚生労働省では、水道施設整備事業（飲用水を安定的に供給することを目的として、水道水源の開発や浄水施設、送水施設等の設置・管理等を行う事業。補助事業のみ。）を所管している。同事業は、水道未普及地において新規に水道施設を整備するものも僅かながらあるものの、既存施設の更新や耐震強化等が主となっているのが実情であることや、補助事業のみであることなどにより、これまで同省では事業完了後において事業効果等を評価する仕組みの検討は行っていない状況であり、推進に向けては、事業効果等を測るための指標や、補助事業主体の負担増へ対策等の検討が課題であると考えられる。

##### ② 経済産業省における実情等

経済産業省では、工業用水道事業（工業用水を供給するためのダムからの取水設備等の整備、改修等を行う事業。補助事業のみ。）を所管している。工業用水道施設は高度経済成長期に整備したものが多く、設備の老朽化更新、東日本大震災などを契機とした耐震化、強靱化からの改築事業が主となっており（近年、新規の大規模事業は採択されていない。）、総額の少ない補助金を可能な限り全国の多くの事業主体に配分することを念頭に事業を実施しているのが実情であるなどにより、これまで同省では事業完了後において事業効果等を評価する仕組みの検討は行っていない状況であり、推進に向けては、事業及び評価の改善に効果的に用いることができるような評価内容や、補助事業主体の負担増への対策等の検討が課題であると考えられる。

### ③ 環境省における実情等

環境省では、一般廃棄物処理施設整備事業（交付金事業）、産業廃棄物処理施設整備事業（補助事業）及び自然公園等事業（直轄事業）を所管しているが、省全体として完了後の事後評価を行う仕組みは設けておらず、各事業の主管部局が独自の対応をとっている。

一般廃棄物処理施設整備事業及び産業廃棄物処理施設整備事業については、いずれも、完了後の事後評価の仕組みを設けていない。このうち一般廃棄物処理施設整備事業に関しては、「廃棄物処理施設整備交付金交付要綱」に基づき、同交付金の交付を受ける事業主体（市町村）が、自ら策定する「循環型社会形成推進地域計画」の目標の達成状況を事後に評価し、環境大臣に報告することとされており、この枠組みを完了後の事後評価に代わるものとして位置付けているが、現状、報告を受けた評価結果を事業の改善等への活用や、各事業主体における評価結果の活用状況の実例としての把握・確認の取組を行っている状況にはない。また、産業廃棄物処理施設整備事業に関しては、補助事業者等からの事業報告が随時都道府県等から共有されている等として、現状、完了後の事後評価は行っていないが、それら事業報告等を事業及び評価の改善等に活用するための具体的な取組を行うまでには至っていない。

他方、自然公園等事業に関しては、「自然公園等事業の事業評価実施要領」において、事前評価を実施した事業（事業費 1 億円以上の全事業）の完了後 5 年経過後に実施するという独自の完了後の事後評価の仕組みを設けている。これは、旧建設省での試行的に完了後の事後評価を実施する動きに合わせて試行的に開始されたもので、実際に評価実績はあるものの、現状、評価結果の具体的な活用の取組を行うまでには至っていない。

※ 平成 27 年度は 10 件、平成 28 年度は 6 件の実施実績があるが、いずれも、過去に、政策評価法上事前評価の実施が義務付けられていない事業費 10 億円未満の事業について事前評価を実施した事業について完了後の事後評価を実施したものであるため、政策評価法上の政策評価として項目 2(2)の実績には計上されていない。

#### 〔地方公共団体における独自の完了後の事後評価の取組状況〕

地方公共団体の中にも、自らが事業主体として実施した公共事業の効果等の確認、同種事業の計画・調査の在り方や評価手法の見直しへの活用、さらには、事業の意義や必要性の説明等を目的として、独自に、事業完了後一定期間経過後に事後評価を実施する仕組みを設けて実施しているものがみられる。

※ 例えば都道府県については、47 都道府県中 27 府県において完了後の事後評価の仕組みを導入していることがホームページ等により確認できる。また、そのうち 11 府県においては、国において完了後の事後評価の仕組みを設けていない厚生労働省、経済産業省又は環境省所管の事業も仕組みとして完了後の事後評価の対象としているもの（評価対象を明示的に農林水産省及び国土交通省所管の事業区分に限定していないものも含む。）がみられる。

今回、地方公共団体における完了後の事後評価の取組に関し、以下のとおり、国における完了後の事後評価の効果的な活用やその推進に向けて参考となると考えられる取組や課題等を把握することができた。

#### ① 地方公共団体における完了後の事後評価の意義等に関する考え方等

地方公共団体が完了後の事後評価の仕組みを導入することとなった経緯等として、

- ・ 農林水産省が平成 12 年度から国営の公共事業について完了後の事後評価を開始し、地方公共団体に対しても、補助事業について自主的な取組を要請したこと
  - ・ 国土交通省が平成 15 年 3 月に「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」を策定し、これを各都道府県に送付して同省所管公共事業の実施に当たり同要領に基づく事後評価を行うよう要請したこと
- 等が背景にあることが伺える。

一方、地方公共団体の中には、以下のように、自らの行政運営上の意義や必要性をもって取組を実施しているものもみられる。

- ・ 予算編成方法を事業担当部局に一定の裁量を持たせる仕組みに変更したため、各事業担当部局において公共事業の実施、意義、必要性等を市民に的確に説明するための手法として体系的な仕組みのもとで実施
- ・ 各事業の担当部局において、自らが実施している公共事業評価の一層の質の向上につなげるための手段として実施
- ・ 実施する公共事業の結果を評価することが必要と判断し、全ての分野の事業において仕組みとして導入し実施

## ② 工夫している完了後の事後評価の取組等

完了後の事後評価の取組を独自に実施している地方公共団体の中には、一層、評価の質を向上させ有効に機能させる観点から、それぞれの実情等に応じ、以下のような工夫をしているものがみられた。

- ・ 公共事業の事業目的に着目し、その達成状況がどの程度であったかを明確にさせるため 4 段階で評価する項目を設定しているもの
- ・ 対象事業の過去の評価関係資料の保存を的確に行うよう各事業主管部署への意識付けを行うため、完了後の事後評価の対象となる案件について事前にリスト化し、各部署に情報提供する取組を実務的に開始

また、完了後の事後評価の実施に伴う事務上・予算上の負担を軽減する観点から、それぞれの実情等に応じ、以下のような運用を行っているものもみられた。

- ・ 主管部署が複数に及ぶ複合的な公共事業の場合、事業全体を 1 回の委員会に一括付議
- ・ 評価の際に作成している「点検表」をホームページ上で公表することにより、完了後の事後評価の委員会付議を省略
- ・ 評価実施時期を一律とせず、事業に応じて実施時期の例外を設定

さらに、完了後の事後評価の対象とした公共事業に対する県民アンケートを取り入れたことにより、街路事業に係る完了後の事後評価の時点で、当該事業が完了した場所での交通渋滞の発生が県民アンケートにより判明し、関係部署の協力により解決されるなど、完了後の事後評価が具体的な事業の改善への活用につながった例もみられた。



### ③ 今後の完了後の事後評価の充実に向けての課題等

上記のとおり、完了後の事後評価の取組を実施している地方公共団体では、それぞれの実情等に応じて様々な工夫を行いつつ取組を行っていることが伺えるが、一方で、今後に向けての課題等に関し以下のような意見等がきかれた。

- ・ 既に終了後一定期間が経過している事業への実務的負担や、調査費用等の予算確保の面から、評価の充実と効率化のバランスについて検討が必要
- ・ 事業の意義・必要性・妥当性等の客観的な対外的説明、事業の優先順位等の判断等に有効に活用できるような評価とするための方策の検討が必要
- ・ 国で完了後の事後評価が実施されていない事業では、完了後の事後評価に関する国とのつながり（国への評価結果の報告、国からの助言など）がなく、また、地方公共団体間でも評価の取組に対する温度差があるのが実情であることから、広く地方公共団体で完了後の事後評価を浸透させていくため、国による完了後の事後評価の実施状況の集約とその必要なフィードバック等が必要

なお、今回情報収集を行った地方公共団体では、上記②の具体例を除き、完了後の事後評価結果が、当該事業の改善や、同種事業の計画等や評価手法に具体的にフィードバックされている状況は把握できなかった。

以上のような実態を踏まえ、政策評価法上義務付けされていない完了後の事後評価について一層の推進を図るに当たっては、事業所管省において、当該事業の必要性やその効果等についての事後的な検証に関し、事業主体となる地方公共団体とも密な連携を図ることが今後の課題であると考えられる。

#### 〔改善方策〕

完了後の事後評価を実施していない事業を含めた一層の取組の推進を図る観点から、完了後の事後評価の仕組みを設けていない省も含め、国において、地方公共団体の完了後の事後評価の取組状況等に関する情報を集約・蓄積し、国における完了後の事後評価の改善や推進のための参考とするとともに、それらの情報を全ての地方公共団体等にフィードバックすることにより、地方公共団体等において、事業主体として実施する事業の事後的な評価が浸透、定着につながるような取組を積極的に推進する取組が有効であると考えられる。

## 4 総括及び今後の進め方

### (1) 総括

ワーキング・グループでは、完了後の事後評価について、一層その質を向上させ、有効に機能するものとしていくため、今後の各省の取組の参考となるような具体的な改善方策を提示することを目的として、事業効果等の的確な把握・要因分析、今後の事業の評価へのフィードバックについて、実態を把握したところ、

- ① 事業効果等や事業期間中に生じた状況変化等について、評価結果や効果等の要因分析に

的確に反映していない

- ② 事業効果等や事業期間中に生じた状況変化等について、活用できるような方法で蓄積されていない  
などの課題がみられた。

これらの課題を踏まえ、公共事業に係る評価全体の質の向上、評価結果についての国民に対する説明責任の徹底等の観点から、有効と考えられる改善方策として、

- ① 実際に発現している効果等を、過去の評価との整合性も含め客観的・合理的なデータに基づき一層的確に把握し評価に反映するとともに、その効果等がどのような要因によるものかについて、事業開始時からの状況変化等をもとに一層的確に分析し評価に反映  
② 事業完了後に把握することができる、事業開始以降に生じた状況変化、効果算定要因、評価結果等について、今後の事業や評価に活用できるよう、相互の関連性を持った情報として体系的な蓄積  
等に係る取組を提示した。

## (2) 今後の進め方

完了後の事後評価が一層有効に実施されるためには、関係行政機関において、上記の改善方策をどのように活用するかを検討し、実践に移していくことが期待されるが、今回の改善方策を踏まえ、さらに検討を進めるべき課題として、

- ・ 新規事業採択時以降実施された評価に関する資料やデータを、事業主体も含めた評価業務を担う全ての主体において体系的に保存・整備していくための方策
  - ・ 貨幣換算が困難な効果等の評価結果への反映のための方策
  - ・ 評価業務に係る負担軽減のための方策
  - ・ 補助事業に係る評価に関する国と補助事業主体との連携の在り方
- 等が考えられる。

平成 30 年度においては、ワーキング・グループとして、引き続き各行政機関の協力を得ながら、総務省の点検活動等を通じて把握する公共事業に係る政策評価の実施状況等を踏まえ、これらの課題の改善方策の検討等を進めることとする。